未成年者に対する性加害問題と企業のコンプライアンス姿勢に関する緊急声明

2023年9月21日

日本取締役協会 会長 冨山 和彦

- 芸能事務所元代表者による未成年者に対する性加害問題(以下「本件問題」という。)が取り 沙汰され、複数の企業が相次いで同事務所とのスポンサーシップ契約を解除し、また、メディアが同事務所のタレントの起用を見送るといった対応が行われている。あまりにも有名な 事務所を舞台にしていることから、ついつい個別事件としてのスキャンダル性に目がいって しまうが、私たち経済人は、本件問題を通じて、人権、取り分け未成年者を性加害から守る ためのコンプライアンスとガバナンス体制についてより普遍的かつ重い課題を突き付けられているのではないか。
- 本件問題がかくも長きにわたり放置され、被害が広がり、海外メディアが取り上げるまで問題が顕在化しなかったのは、我が国において、未成年者に対する性加害行為(不同意性交、強制わいせつや性的虐待等)に対する重大性の認識が弱かったことに根本原因があったといわざるを得ない。BBCが本件問題を取り上げた背景には、エプスタイン事件の例を挙げるまでもなく、先進諸国において未成年者に対する性加害行為を「魂の殺人」と呼ばれるほど極めて重大な犯罪行為とみなす価値観やそれを反映した法体系やコンプライアンス体系が存在するにもかかわらず、日本社会が本件問題に蓋をし続けてきたことに対する強い違和感と問題意識があったものと思われる。
- これまで広告主として同事務所と取引をしてきた各企業、そして、テレビ番組その他媒体で同事務所のタレントを取り扱ってきた各メディア、その多くが本件問題を多かれ少なかれ認識していたはずである。これまでも関連する複数の書籍が出版され、週刊誌報道も行われており、2002年の時点で既に東京高裁判決で同事務所元代表者による未成年に対する性加害行為が認定され、2004年に最高裁で確定している。本件問題の重大犯罪性に鑑みるとき、これら性加害に関する合理的な疑いを示す証拠を見逃したこと自体、対未成年者性加害に関するガバナンスの脆弱性を指摘されてもやむを得ない。
- かく言う私自身も北公次氏の告発本を読んだことがあり、週刊文春の記事を巡る判決も知っていたが、ことの重大性に関する危機意識が弱く、コーポレート・ガバナンスに関わる者としてこの問題に対して具体的な問題提起をすることなく今日に至ってしまったことに忸怩たる思いがある。ネスレ日本前社長の高岡浩三氏のように本件問題の潜在的重大性を認識し、在任中に自社の広告宣伝に関係タレントを起用しない見識を持っている経営者がいたことは光明だが、結局、私自身を含めて大半の経済人は自社の都合の悪い世界から目を背け続けることで、また、各メディアは同事務所への忖度を続けることで、それぞれが間接的に本件問

題に加担してきたといわざるを得ない。そして今、この瞬間も対未成年者性加害を行っている企業や事業者とどこかで取引を行っている可能性は否定できない。国際的な人権 NGO である WBA (The World Benchmarking Alliance) が公表する「Corporate Human Rights Benchmark」によれば、日本企業の多くにおいて、人権に関するパフォーマンスは平均点以下とされており、"人権後進国"の誹りを免れない現状にあるのだ。

- 各企業及び各メディア(そして私自身も)は、スポンサーシップの打切りや所属タレントの 起用見送りといった受け身の対応、しかもタレントの一部に被害者も含まれている可能性が あるなどの点で相克性を内包する対応に留まることなく、我が身を省みる姿勢、そして未来 に向けて日本企業は未成年に対する性加害について世界に誇れる倫理観をもってけっして加 担しない姿勢を示すべきである。自社の企業活動及びサプライチェーンにおいて、搾取、虐 待及びハラスメントといった人権侵害を防止し、また、その予兆を察知する人権コンプライ アンスの仕組み、そして、これらにつき経営者を適切に規律付けるコーポレート・ガバナン スの仕組みを構築しなければならず、加えて、これら仕組みを形骸化させることなく実質的 に機能させることが必要となる。
- 企業経営の監督側、執行側、様々な形で経済界のリーダーシップを担うメンバーで構成される当協会の会長として、当協会の会員はもちろん、世の中の経営者と取締役会に対して、上記の人権コンプライアンス、そして経営者を規律付けるコーポレート・ガバナンスの体制強化を強く呼びかけたい。
- また、国に対しては、未成年者に対する性加害は"魂の殺人"であるとの基本認識の下、未成年者に対する性加害を防止するための法体系を再構築することを強く求めるものである。その際、刑罰による抑止のみならず、より直截的な実効性担保措置として現在検討されている日本版 DBS (Disclosure and Barring Service)の導入についても、真剣かつ迅速な議論が必要となる。加害者の人権のみならず、被害者の人権にスポットライトを当てた制度構築を求めるものである。
- 今後、当協会では、リスク・ガバナンス委員会で「未成年者に対する性加害問題に関わる標準ガバナンスコード」策定した上で公表する予定である。

以上